

各 署 長 様

消 防 局 長

給油取扱所における貯留設備に係る運用について（通知）

危険物の規制に関する政令等の改正により、危険物の規制に関する政令第17条第5項に規定する、危険物その他の液体が給油空地及び注油空地以外へ流出させないための措置としての貯留設備は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第4条の51の容量を確保することとされたが、その容量算定については、下記のとおり運用上の指針を定めたので、十分留意されたい。

記

1 貯留設備が収容すべき漏えい危険物の量

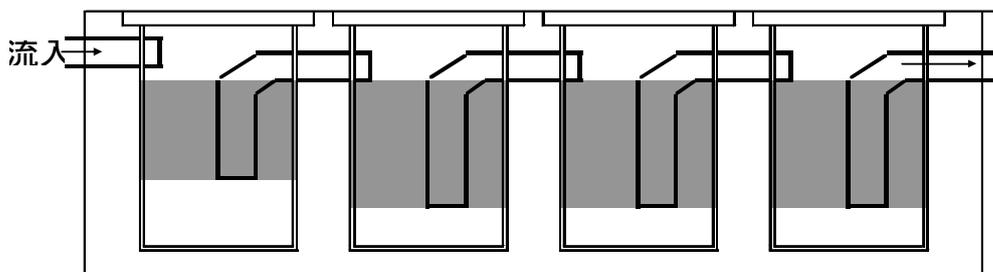
(1) 500リットル（下記以外の場合）

(2) 900リットル（灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備）

(3) 50リットル（船舶給油取扱所の給油設備）

2 油水分離槽の危険物収容量算定

収容量の算定は、下図のとおりで垂直パイプ下端より水平継ぎパイプ下面内側までとする。



■ 危険物収容量算定部分